十五　介護保険法第百十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合の判定に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該判定に係る居宅要支援被保険者等（同項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下この条において同じ。）に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該判定に係る居宅要支援被保険者等又は居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該判定に係る居宅要支援被保険者等又は居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
十六　介護保険法第百十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ロ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
十七　介護保険法第百十五条の四十五第五項及び第百十五条の四十七第八項に規定する利用料の請求に係る事務　次に掲げる情報
イ　当該請求に係る利用者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該請求に係る利用者又は利用者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第四十七条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二　介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の負担割合の判定に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該判定に係る第一号被保険者（同法第九条第一号の第一号被保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該判定に係る第一号被保険者又は当該者と同一の世帯に属する第一号被保険者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該判定に係る第一号被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第四十七条第二項中「前項第二号、第三号及び第十号」を「前項第三号、第四号及び第二十二号」に、「前項第二号及び第三号」を「前項第三号及び第四号」に、「前項第十号」を「前項第二十二号」に改める。

第四十九条第一号中「道府県民税又は」を削り、同条第二号中「道府県民税又は」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項の同法第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定による費用の調整に関する事務　当該費用の負担を受ける感染症の患者（新感染症の所見がある者を除く。）に係る次に掲げる情報
イ　健康保険法による保険給付の支給に関する情報
ロ　船員保険法による保険給付の支給に関する情報
ハ　国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
ニ　高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
ホ　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

第四十九条の次に次の一条を加える。

第四十九条の二　法別表第二の百一の項の主務省令で定める事務は、平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の百一の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。
一　道府県民税又は市町村民税に関する情報
二　住民票に記載された住民票関係情報

第五十一条第一号中「実施者たる」を「実施者である」に改める。

第五十三条第一号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。
ニ　学資金貸与申請者の生計を維持する者に係る市町村民税に関する情報

第五十三条第二号中ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。
ニ　猶予申請者、当該猶予申請者と住居及び生計を共にする者又は当該猶予申請者の二親等以内の親族に係る市町村民税に係る情報

第五十三条第三号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。
ニ　学資金被貸与者又は当該学資金被貸与者の保証人に係る市町村民税に係る情報

第五十三条第四号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。
イ　当該申請を行う者又は当該申請を行う者の二親等以内の親族に係る市町村民税に係る情報

第五十四条第一号ロ中「（昭和二十二年法律第五十号）」を削る。

第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十五条の二　法別表第二の百九の項の主務省令で定める事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条の自立支援給付の支給の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該支給を受ける者に係る次に掲げる情報とする。
一　健康保険法による保険給付の支給に関する情報
二　船員保険法による保険給付の支給に関する情報
三　国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
四　高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
五　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第六条の四第一項の里親のうち養子縁組によって養親となることを希望する者の認定又は同法第六条の四第二項の養育里親の登録」を「第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録又は同条第三号の里親の認定」に改め、同条第二号中「、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費」を削り、「次に」を「当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に」に改め、同号イ及びロ中「当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、同条に次の一号を加える。
三　児童福祉法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
イ　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費及び同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報